退職共済規程新旧対照表

改正後	現行	備考欄
公益財団法人神奈川県福利協会退職共済規程 前（略） (定義) 第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)事業主　神奈川県下(原則として、横浜市所管を除く) の民間社会福祉施設・団体（以下「施設･団体」という。)を経営する法人又は個人で、本会との間で共済契約を締結する立場にあるもの (2)～(4)　（略） ２（略） 以下（略） 附　　則 この規程は、令和５年４月１日から施行する。	公益財団法人神奈川県福利協会退職共済規程 前（略） (定義) 第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)事業主　神奈川県下(横浜市所管を除く) の民間社会福祉施設・団体（以下「施設･団体」という。)を経営する法人又は個人で、本会との間で共済契約を締結する立場にあるもの (2)～(4)　（略） ２（略） 以下（略）	変更 追加